

## 美瑛町自治基本条例 全章に係る振り返り①

### 1 全体

#### (1) 「町」から「行政」への修正

- ・第1章「総則」の「用語の定義」において、美瑛町議会会議規則や美瑛町行政手続条例との整合性を取るため、一般的に「行政」として定義されている内容を「町」として定義することとしましたが、第2章以降、「町」や「行政」等の表現が混在しています。
- ・美瑛町議会会議規則では、町長及び行政委員会を含む執行機関を「町」と表現していると思いますが、美瑛町行政手続条例では、「町の機関」や「行政庁」という表現が見受けられます。他の条例でも、町長及び行政委員会を指す用語は条例ごとに定められている状況です。
- ・現在仮置きしている章の中には、「行政」や「行政運営」の章もあり、また、条文内でも行政運営や行政サービス等の表現を使用していることから、「町」を「行政」へ修正しました。

#### (2) 「自治」か「まちづくり」か

- ・条例の策定当初は、「自治」や「まちづくり」といった表現は併用しないこととし、本条例においては「自治」という表現のみを使用する予定でした。
- ・しかし、現在の仮置き案の中では、「自治」及び「まちづくり」という表現を、それぞれ違う意味で使用していることから、簡単に置き換えることも難しいと考えています。
- ・そこで、本条例においては、「自治」と「まちづくり」を併用することとします。

## 2 第1章「総則」

### (1) 第1条「目的」における「地域社会」について

#### (目的)

この条例は、美瑛町の自治に関する基本理念と基本原則、並びに共通の制度を定め、町民の権利及び役割並びに議会及び行政の責務を明らかにするとともに、議会、行政町政及び地域社会の自治の推進に関する具体的基本的事項とこの条例を守り育てる仕組みを定めることによって、町民主体の自治を実現することを目的とします。

- ・自治の領域は、町民による自治の領域（地域社会）と、町民による信託の領域（町政）に分けられます。
- ・専門部会では、仮置き案を策定した当初、地域社会の定義が困難として、地域社会を除いた「議会及び行政」の自治の推進に関する具体的事項を定めることとしましたが、第6章「協働・コミュニティ」では、町民主体の自治を実現するためには、地域社会における個人やコミュニティ等の団体の活躍が必要不可欠であることを認識し、その仕組みについて規定しています。
- ・したがって、仮置き案から「議会、行政及び地域社会の自治の推進に関する基本的事項」と修正しました。

### (2) 第2条「用語の定義」について

#### (用語の定義)

この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働き又は学ぶ人及び事業活動その他の活動を営む人又は法人若しくは団体をいいます。
- (2) 行政 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 町政 議会と行政が担う自治の領域をいいます。

- ・仮置き案では、「用語の定義」は必要最低限のものを規定し、後から不足するものがあれば追加していくこととしていました。第4章まで振り返った時点でも、定義を検討すべき用語がありますが、それらの用語を全て定義すると際限がありません。
- ・そこで、最終章まで振り返った時点で、用語の定義については方向性を定めたいと考えています。

#### ① シンプルパターン

定義する用語は、自治の担い手（町民、議会、行政）のみとし、重要な用語であることを強調する。

#### ② 充実パターン

先例条例を参考に、本条例において定義が必要な用語を一通り規定する。

### (3) 第3条「基本理念」の修正

#### (基本理念)

町民、議会及び行政は、美瑛町町民憲章の精神を尊重するとともに、町民が誇れる住み良いまちの実現を図るため、町民主体の自治を推進することを基本理念とします。

・基本理念はまちのあるべき理想の姿であり、町民、議会及び行政の共通の価値となるものです。仮置き案は、町民に係る内容に偏っていたため、3者に共通する内容に修正しました。

・自治の最終目標は「町民が誇れる住み良いまちの実現」であることや、仮置き案の(1)(2)で共通して示されている「町民主体の自治」「自治の課題を自ら解決」「町政に自ら主体的にかかわり」を要としています。

※(3)の内容は、議会及び行政に限定される内容のため盛り込まないこととします。

### (4) 第5条「条例の位置付け」における最高規範性について

#### (条例の位置付け)

この条例は、美瑛町の自治の基本を定める最高規範**もの**であり、町民、議会及び行政は、この条例を**最大限に尊重**遵守しなければなりません。

~~2 議会及び行政は、条例、規則等の制定、改正又は廃止に当たっては、この条例に定める事項を最大限に尊重し、整合を図らなければなりません。~~

~~3 議会及び行政は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。~~

・仮置き案では、第5条第1項において、本条例を「美瑛町の自治の基本を定める最高規範であり」と規定しています。

・当初は、自治基本条例は自治体の最高規範であるという前提で仮置き案を策定していましたが、実際には、最高規範として規定しない事例もありました。

・自治基本条例の最高規範性については、過去に国会でも議論されており、法的に同じ条例である以上、条例間における優位劣位の関係を定めることはできない、自治基本条例を最高優位にあるという位置付けはできないという見解が示されています。町における他の条例との整合性を考えても、最高規範性を規定することにより混乱や誤解を招く可能性があると思います。

・また、先例事例の傾向としては、近年になるにつれて最高規範性をうたう事例が少なくなっています。

・以上のことから、仮置き案を「この条例は、美瑛町の自治の基本を定めるものであり、町民、議会及び行政は、この条例を最大限に尊重しなければなりません。」と修正しました。

・なお、第5条第2項及び第3項は、本条例が最高規範であることを補完する規定なので、削除します。

### 3 第2章「情報共有」

#### (1) 第8条「説明責任」について

(説明責任)

議会及び行政は、公正で開かれた町政を推進するため、**町政に関して**町民に分かりやすく説明し、**町民から説明を求められた場合には**、誠実に説明します。

- 仮置き案では、町民から説明を求められた際の説明に係る規定がなかったので、追加するように修正しています。
- また、仮置き案では「町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を」町民に明らかにすると規定していましたが、「町政に関して」と包括的な表現に修正しました。

## 4 第3章「町民参加」

### (1) 第13条「町民参加の基本」における町民参加の機会の保障について

(町民参加の基本)

3 議会及び行政は、~~第15条に定める方法により~~、町政へ広く町民が参加する機会を保障します。

・仮置き案では、町民参加の機会を保障するにあたり、条文内で町民参加の方法を示すことで分かりやすさを追求しましたが、第15条「町民参加の方法」では、行政の実施する町民参加の方法のみを示しており、主語の「議会及び行政」と整合性が取れていません。

・第13条の条文は、全ての主語が「議会及び行政」となっていることから、統一させるために「第15条に定める方法により」を削除します。

### (2) 第13条「町民参加の基本」における青少年及び子どもの町民参加の削除

(町民参加の基本)

~~5 満18歳未満の青少年及び子どもは、次世代の担い手として、それぞれの年齢にふさわしい方法により町政に参加できるものとします。~~

・青少年及び子どもの町民参加については、第5章「町民」の「子どもの権利」において「子どもは、地域社会の一員として、町政に参加する権利を有します」と規定しているため、内容の重複を避けるべく、どちらかの項目を削除しなければなりません。

・「子どもの権利」は、十分な保護が必要な存在である子どもを、町民とは別に規定している項目で、また、町政参加以外の権利も規定しているため、第13条の第5項を削除することとします。

### (3) 第18条「美瑛町まちづくり委員会」の追加

(美瑛町まちづくり委員会)

町長は、まちづくりへの町民参加を推進するため、美瑛町まちづくり委員会（以下「まちづくり委員会」という。）を設置します。

2 まちづくり委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

・まちづくり委員会については、住み良いまち美瑛をみんなで作る条例において規定されており、「まちづくりへの町民参加を推進するため」設置されています。

・したがって、本条例では第3章「町民参加」の中でまちづくり委員会の規定を設けることとし、仮置き案へ追加します。

・なお、まちづくり委員会の定員や任期等の詳細は、別の条例で定めることとします。